

# 昭和53年度分農業所得標準が きまりました

昭和54年度分の市・県民税の申告をするときに、農業を営んでおられる人の所得を計算するための昭和53年度分農業所得標準が別表のようにきまりました。この標準は山口県農業所得標準協議会連合会が、統計情報事務所、食糧事務所、農業共済組合農協等各機関からあつめた資料をもとにして、各市町村別に収入金、必要経費、所得額を算定したものです。これを決定するまでには、農業経営者のみなさんの代表として各農業団体の方からいろいろご意見も聞き参考にしております。

なお、次のようなものは、所得計算に際して、更に特別控除費用として別途に差引かれます。もちろん、この場合は領収書、または支払ったことを証する書類を提示することが原則となっております。申告のときに係員とよく相談してください。

## 農業所得標準

### ◀ 水 稻 (10アール当り)

等級	所得金額	等級	所得金額
1	124,200円	7	102,400円
2	119,700	8	97,200
3	115,800	9	91,900
4	111,900	10	86,200
5	109,200	11	79,600
6	106,400		

◎ 田 う ら 麦 (10アール当り) 27,300円

◎ 普 通 畑 (10アール当り) 21,100円

## トラクター、コンバイン等は ナンバープレートを!

最近の農作業には、機械化が進み、市内においても、トラクター、コンバイン等の農作業用小型特殊自動車の普及は、著しいものがあります。これら農作業用自動車は、次の事項に該当するものは、ナンバープレートの装着が義務づけられており、軽自動車税の対象とされており、購入と同時に、ナンバープレートの交付及び軽自動車税の申告をいたしましょう。

### ◆ 該当要件

- ① 運輸大臣の型式認定(農・号)を受けているもの。
- ② 乗用装置のあるもの。
- ③ 自動車の全長4.70メートル以下、全幅1.70メートル以下、全高2.00メートル以下のもの。
- 最高速度15キロメートル毎時以下のもの
- 総排気量1.50リットル以下のもの。

◆ 税率 年額 1,300 円

◆ 申告先 市税務課

(注) 54年度に地方税法の改正があつた場合、上記税率に変更が生じることがあります。

## 税務署だより

所得税の確定申告と納税は  
2月16日から3月15日まで

申告は、「確定申告の手引」及び「申告書の書き方」などを参考に、適正な申告と納税をしてください。

申告書の書き方などのわからない方は、税務署や市役所税務課で相談に応じています。また次の日程で申告書の書き方などの説明会を行いますので、気軽にご相談ください。

仙崎公民館 2月14日 10:00~12:00

長門市役所 2月15日 10:00~12:00

▶期限(3月15日)間近になると、税務署の窓口も混雑しますので早めに申告をすませましょう。

▶税理士に税務相談や、申告書の作成を依頼される場合は正規の税理士かどうかを確認し、「にせ税理士」に依頼されないようご注意ください。

▶納付については、銀行、農協、漁協などの預金口座から振替によつて納付できる振替納税制度をご利用ください。

▶所得税は期限まで一括納付するのが原則ですが、都合により一度に納付できない場合は2分の1以上を3月15日までに納付すれば残りは5月31日まで延納できます。

▶納税相談を次の日程で行いますので、ご利用ください。

### 【納税相談の日程】

▶通 公民館

3月5日 (9:30~16:00)

▶長門税務署

3月9日 (9:00~16:00)

3月10日 (9:00~12:00)

3月12日~15日 (9:00~16:00)

▶長門商工会議所

3月1日~2日 (9:00~16:00)

◎「還付を受けるため申告は早めに」

申告は1月から受けつけています。早く申告をすれば、税金の還付も早く受けられます。

◎「贈与税の申告と納税は3月15日まで」

昭和53年中に個人から財産をもらった人にかかる税金です。贈与を受けた財産の合計額が60万円を超える人は、3月15日までに申告と納税をしてください。

## 訂正とお詫び

市広報2月1日号の2ページ、市議会議員26人きまるのうち、「橋本東行」とあるは誤りで正しくは「橋本東光」です。

また、3ページ「確定申告の説明会の日程」のうち、「講師江原税理師」とあるは誤りで正しくは「講師江原税理士」です。ここに訂正してお詫びいたします。